

**岐阜市新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止  
 のためのテレワーク推進事業協力金  
 (with コロナ テレワーク推進事業) 募集要項**

【with コロナ テレワーク推進事業の概要】

趣 旨	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、客室を市民向けにテレワークの用に供する宿泊事業者の皆様に対して、予算の範囲内で協力金の支給による支援を行います。</p>
対象となる事業者	<p><b>市内で旅館・ホテルを営む事業者</b>          (旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する事業を第3条の許可を受けて営む者)。(以下「宿泊事業者」という。)          ただし、以下の要件のいずれにも該当する事業者とする。</p> <p>(1) 市税の滞納がないこと。          (2) 暴力団等でないこと。</p>
対象となる事業	<p>(1) 交付対象事業は、令和3年度において交付対象者の旅館・ホテルの客室を市民向けにテレワークの用に供するもの(宿泊を伴うものを除く。)とする。</p> <p>(2) 客室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。          ア Wi-Fi その他の通信設備により、インターネットの使用が可能であること。          イ 個室又は個人で利用できること。</p> <p>ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又はこれに類する営業に係る施設は対象としません。</p>
対象利用者	<p><b>岐阜市内に住所を有する者</b></p>
協力金の支給額	<p>宿泊事業者がテレワークプランを設定・提供する場合に、デユース利用件数に応じて協力金を交付します。</p> <p><b>1人1日1室ごとに3,000円を上限×利用件数</b></p>
協力金対象期間	<p>認定の日から令和4年3月31日までが対象期間となります</p>

## 【事業の認定申請等の事前手続きについて】

① テレワークプランの設定	<p>宿泊事業者において、「with コロナ テレワークプラン」を設定し、事業計画を作成してください。</p>
② 認定申請書類の作成・提出	<p>協力金の交付を希望する場合は、<u>受付期間内に次の書類を提出</u>してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) テレワーク推進事業認定申請書（様式1）</li> <li>(2) テレワーク推進事業計画書</li> <li>(3) テレワークプランの概要がわかる資料（HPの打ち出し、チラシの案など）</li> <li>(4) 納税を証明する書類</li> <li>(5) 旅館業法の許可証の写し</li> <li>(6) 相手方登録申請書</li> </ol>
提出方法	<p>上記申請書類をご準備の上、直接持参いただくか郵送により担当課である「岐阜市役所 経済部 商工課」まで提出してください。</p> <p><u>郵送の場合の送付先</u></p> <p>新庁舎移転前の5月8日到着分までの送付先 〒500-8720 岐阜市神田町1-11 岐阜市役所 経済部 商工課 with コロナ テレワーク推進事業協力金担当 宛て</p> <p>新庁舎移転後の5月10日以降到着の送付先 〒500-8076 岐阜市司町40-1 岐阜市役所 経済部 商工課 with コロナ テレワーク推進事業協力金担当 宛て</p> <p>(記載内容の問い合わせ先)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>電話の場合</u> 058-214-2359（直通）</li> <li>(2) <u>電子メールの場合</u> 商工課メールアドレス <a href="mailto:shoukou@city.gifu.gifu.jp">shoukou@city.gifu.gifu.jp</a> 件名を「テレワーク推進事業協力金の申請」と記載してください。</li> <li>(3) <u>FAXの場合</u> FAX番号058-265-2218</li> </ol>
受付期間	<p>令和4年2月28日まで <u>随時受付</u></p>

<p>③ 認定通知書の受理</p>	<p>市は、事業者から提出のあった認定申請書の内容を審査の上、適当と認められる場合は認定し、申請事業者に対して認定通知書を交付します。</p> <p><u>認定日以降のテレワークプランが、協力金の対象となります。</u></p> <p>※認定日以降に、テレワークプランを実施する宿泊事業者として、市のホームページに掲載します。</p>
-------------------	---

### 【テレワークプランの実施と協力金の請求について】

<p>④ テレワークプランの実施</p>	<p>宿泊事業者において、<u>テレワークプランを販売</u>してください。 販売にあたり、<u>利用者が岐阜市民であることを確認するほか、利用者からの提出資料の保管、利用人数の集計を行ってください。</u></p>
<p>利用者（市民）からの提出書類</p>	<p>テレワークプランを実施するにあたり、利用者から次の書類の提出を求めてください。</p> <p>(1) テレワークプラン利用申込書（別紙）  (2) 本人確認書（運転免許証等）  (3) 利用者アンケート（別紙）  注）(2)は本人確認書類としてコピーをとってください。</p>
<p>⑤ 申請書兼請求書の提出</p>	<p>利用集計は毎月月末締めとし、<u>翌月の10日までに次の書類を提出</u>してください。</p> <p>(1) テレワーク推進事業協力金交付申請書兼請求書（様式3）  (2) テレワーク推進計画事業実績報告書（別紙）  (3) テレワークプラン利用申込書  (4) 本人確認書の写し  (5) 利用者発行した領収書の写し  (6) 利用者アンケート</p>
<p>⑥ 協力金の交付</p>	<p>上記の提出された書類の内容を審査し、適当と認めるときは、申請者へ交付決定通知書を送付し、予算の範囲内で協力金を交付します。</p>

#### 【参考】協力金交付額（テレワーク推進事業協力金）の算定について

1日の利用料金が4,000円以上（消費税抜）の場合は、3,000円を上限に協力金を交付します（例1、2）。

1日の利用料金が4,000円未満（消費税抜）の場合は、1,000円を利用者の負担とし、差額を協力金として交付します。（例3）

例	1日の利用料金 A（消費税抜）	協力金交付額 B（消費税非課税）	利用者負担額 A－B（消費税抜）	補 足
---	--------------------	---------------------	---------------------	-----

1	5,000 円	3,000 円	2,000 円	交付上限の満額
2	4,000 円	3,000 円	1,000 円	交付上限の満額
3	3,500 円	2,500 円	1,000 円	3,000 円未満 の調整額

**【問い合わせ先】**

岐阜市役所 経済部 商工課  
With コロナテレワーク推進事業協力金担当  
電話：058-214-2359（直通）  
FAX：058-265-2218  
Email：[shoukou@city.gifu.gifu.jp](mailto:shoukou@city.gifu.gifu.jp)